社会福祉法人伊東市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊東市社会福祉協議会(以下「本会」という。) 定款第11条第2項の規定に基づき、本会役員、評議員等(以下「役員等」という。)に対する費用弁償について、必要な事項を定める。

(役員等の範囲)

- 第2条 この規程により費用を支弁する役員等は、次のとおりとする。
 - (1) 理事、監事及び評議員。ただし、会長及び常務理事を除く。
 - (2) 定款第20条に規定する部会及び委員会の委員
 - (3)前2号に定める者のほか、本会の会務のため会長が要請する会議等に出席したもの

(費用弁償の額)

- 第3条 費用弁償の額は、次に揚げるとおりとする。ただし、他の機関からの 支弁等がある場合には支弁しない。
 - (1) 市内の会議等に出席する場合 公共交通機関運賃、自家用車使用の燃料 費等を勘案し日額2,000円の範囲内で会長が別に定める額により支弁する。 なお、出席する会議等が午前午後にわたる場合及び午前午後それぞれに 開催される場合に、食事代として日額1,500円の範囲内で会長が別に定める 額を支弁する。
 - (2) 市外の会議等に出席する場合 本会旅費規程に基づく額を支弁する。
- 2 費用弁償の支払は、毎年度末に一括して支払うものとする。ただし、前項 第2号の出席、役員等の任期中途での退任、臨時的な会議等への出席その他 会長が必要と認める場合は、その都度又はその翌月の末日までに支払うもの とする。

(その他)

- 第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 (H26.5.19議決)
- この規程は、制定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。